

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

軽減税率対策補助金制度の活用について

2019年10月の消費税の増税とそれに伴う、消費税軽減税率制度の実施が予定されており、事業者にとってはその対応も含めて大きな負担となりそうです。

今回は、軽減税率対策補助金の制度についてご紹介します。

軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）は、消費税軽減税率（複数税率）制度の導入に伴う対応が必要となる中小企業・小規模事業者が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行う場合に経費の一部を補助する制度です。

その中のひとつに「複数税率対応レジ導入支援」があり、レジの買い替えや改修等の費用の一部に補助金が支給されます。

複数税率対応レジ等の導入等支援(A型)	
対象となる事業者	複数税率に対応して区分経理等を行うために、複数税率対応レジを導入する中小の小売事業者等
対象となるもの	①レジ等の本体（タブレット等を含む。）、対応するソフトウェア導入に係る経費 ②券売機 ③レジ付属機器（バーコードリーダー、レーザープリンタ等） ④設置に要する経費（商品マスタ設定費、運搬費、設置費等）
補助率	3/4以内 ※3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は4/5以内
補助金の限度額	・レジ1台あたり20万円以内が上限 ・商品マスタの設定、機器設置に要する経費は1台あたり20万円を加算 ・1事業者あたりの上限は200万円

現在使用しているレジに「複数税率対応機能」があり、他の複数税率対応レジに買い替える場合は対象外となりますのでご注意ください。

使用しているレジが対応しているかどうかはメーカーにご確認ください。対応していない場合は補助金の対象となる可能性があります。また、複数税率対応レジの導入、改修、支払いについては9月末までに終わっている必要があります。

対象となる方は活用を検討されてみてはいかがでしょうか。